（別添１）

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和４年度）

法　人　名	日本司法書士会連合会	根拠法令名	司法書士法

（平成１４年１２月１９日民間法人化）

１．法人の概要

業　務　の　概　要

司法書士会の指導及び連絡に関する事項
司法書士会の会員の品位を保持するための指導及び連絡に関する事項
司法書士の登録に関する事項
司法書士法人の届出に関する事項
研修に関する事項
制度・業務の改善に関する事項
広報活動に関する事項
情報の公開に関する事項
国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項

役・職員数	理事長等	理　事	監　事	職　員
常　勤	1　人	3　人	0　人	39　人
非常勤	4　人	19　人	4　人	0　人

２．事業
(1)運営費、補助金等

	令和４年度(A)	令和３年度(B)	令和３年度比又は令和３年度差(A/B,A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況（取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由）
総収入額	20.7　億円	19.2　億円	1.5億円	①　補助事業の段階的廃止
補助金等収入額（①）	0　億円	0　億円	0億円	
事業による自己収入額（②）	18.7　億円	19　億円	-0.3億円	②　自主事業による自己収入の拡大等
①／②×100（％）	0　％	0　％	0%	
経常的運営費用（③）	9.5　億円	10　億円	-0.5億円	③　その他
①／③×100（％）	0　％	0　％	0%	

(2),(3) 制度的独占の事務・事業

項目	内容
制度的独占となる事務・事業の有無	（有・無）　有
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	（事務・事業名）　司法書士の登録に関する事項 司法書士法人の届出に関する事項 （理由）　昭和５８年５月２４日閣議決定された「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体的方策について」において、行政事務の簡素化等の見地から司法書士の登録事務を資格者団体へ移譲することとされた。これを受け、「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（昭和６０年法律第８６号）」により、日本司法書士会連合会において司法書士の登録事務を行うことが定められた。司法書士法人の届出に関しては、司法書士法及び司法書士法施行規則により、その事務を行うことが定められている。
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由	（理由）　日本司法書士会連合会は、「司法書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、司法書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに司法書士の登録に関する事務を行うこと」が第一義的な目的であるため
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	（有・無）　無 （内容）　司法書士法に定められているものであり、是正措置を講じる余地がないため
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	（有・無）　無 （内容）　弊害がないため
制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	（内容）
制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	（有・無） （内容）

(4)手数料等の徴収

手数料等の対価の徴収の有無	有	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有

名称（法令等に基づく検定等には※）	※	対価の額	算　定　根　拠（法令等に基づく検定等については決定方法を付記）
登録手数料		25,000　円	（決定者）　法務大臣 （決定方法）　認可
		円	
		円	
		円	
		円	

対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有	収支状況のインターネットでの公表の有無	有
対価を伴う自主事業の有無	無	法人における純利益額	円

(5)検査等の事務事業

法令等に基づく検査等の基準の内容	規定方法
司法書士の登録事務及び登録審査	司法書士法

(6)外注の有無

本来予定されている事務・事業の外注	無	法人の外注金額	円
外注しなければならない理由			
外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	（有・無） （内容）		

(7)事務・事業の公正性の担保措置

項目	内容
事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容（なければその理由）	（有・無）　有 （内容）　ホームページに会則・役員名簿・事業計画予算等を公開。 外部役員を選任している。
役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容（なければその理由）	（有・無）　有 （内容）　役職員に対して、業務に関する守秘義務を課すとともに、役員については、資格喪失（解任等）規定を明定している。

３．機関
(1)役員（除　監査役員）

役員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由	
役員の定数	会長　１ 副会長　４ 理事　２２　人	上限と下限の幅がある場合はその幅	理事　１２人以上 ２４人以内
役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	会則及び役員選挙規則に基づき、総会における選挙により選任している。		
役員の任期	2　年	２年以外の任期としている場合、その年数、理由	（年数）　年 （理由）
在任年齢に関する規定の有無	無	規定の内容	

役職名	氏　名	当初就任年月日	前　　職	前　々　職	常勤・非常勤
別紙参照					

特定企業関係者、所管官庁出身者が１/３超の場合、その比率及び理由	同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が１/２超の場合、その比率と理由
（比率）　%	（比率）　96 %
（理由）	（理由）　司法書士会会員の中から役員を選任する規程のため

役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有

役員報酬の支給基準の内容	役員の退職金の決定方法
日本司法書士会連合会役員手当支給規則第５条の規定による。 会　長　　月額　６５０，０００円 副会長　　月額　１５０，０００円 専務理事　月額　７２０，０００円 常務理事　月額　７００，０００円 常任理事　月額　１３０，０００円 理　　事　月額　　６０，０００円 常勤役員　月額　７００，０００円以内	日本司法書士会連合会役員手当支給規則第１１条の規定による。 会　長　　５００，０００円 副会長　　２００，０００円 常任理事　１８０，０００円 理　事　　１４０，０００円 専務理事については、理事支給額にその在職月数に応じ１月あたり　４６，０００円を加算し、常務理事は理事支給額にその在職月数に応じ１月あたり４２，０００円加算する。他の常勤役員については、当該役員支給額にその在職月数に応じ１月あたり４０，０００円を加算する。

役員会規程の有無	役員会の成立要件	役員会における議決要件
有	組織員の過半数の出席	出席者の過半数（可否同数の時は議長が決する）

(2)監査役員

監査役員選任規程の有無	有	選任規程がない場合、その理由	
監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	会則及び役員選挙規則に基づき、総会における選挙により選任している。		

関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由	監査役員が理事を兼ねている場合、その理由

監査役員の任期	2　年	２年以外の任期としている場合、その年数、理由	（年数）　年 （理由）
在任年齢に関する規定の有無	無	規定の内容	

役職名	氏　名	当初就任年月日	前　　職	前　々　職	常勤・非常勤
監事	細川　眞二	令和3年6月25日			非
監事	本田　正宏	令和1年6月20日	監事		非
監事	松田　信哉	令和3年6月25日			非
監事	前原　一彦	令和3年6月25日			非

監査役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有

監査役員報酬の支給基準の内容	監査役員の退職金の決定方法
日本司法書士会連合会役員手当支給規則第５条の規定による。 監　事　月額　　２０，０００円	日本司法書士会連合会役員手当支給規則第１１条の規定による。 監　事　　１４０，０００円

(3)社団的性格の法人の総会等

総会等の成立要件の有無と内容	総会等における議決要件の有無と内容
（有・無）　有 （内容）　組織員の過半数の出席	（有・無）　有 （内容）　普通決議：出席した組織員の過半数（可否同数の時は議長） 特別決議：出席した組織員の３分の２以上の多数

法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）
（有・無）　有 （内容）　総会の組織員を全国司法書士会の代表者及び同司法書士会の構成員１００名につき１名の割合による代議員としており、それらの総会出席のための交通費等は、当連合会が負担している。

(4)評議員会等

評議員会等における業務実績評価の実施状況	評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容
実施していない（評議員会等に該当するものがない）	（有・無） （内容）

評議員会等の構成員の役員兼任の有無		役員を兼ねている場合、その構成比率（兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100）	%

評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由			
評議員選任規程の有無		左の規程がない場合、その理由	
評議員定数		上限と下限の幅がある場合はその幅	
評議員任期	年	２年以外の任期としている場合、その年数、理由	（年数） 年 （理由）
在任年齢に関する規定の有無		規定の内容	

特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が１/２超の場合、その比率と理由
（比率） ％ （理由）

評議員会規程の有無	評議員会の成立要件	評議員会における議決要件

４．財務及び会計
(1)会計基準の適用
(2)余裕金の運用
(3)長期借入金
(4)引当金・特別法上の引当金
(5)公認会計士監査

企業会計原則の適用の有無	無	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	公益法人会計基準
余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法	（余裕金の額） ２億７千万 円 （運用方法） 銀行定期預金		
長期借入金の有無	無	長期借入金の返済計画の有無	無
長期借入金の確実な返済計画の内容			

引当金・特別法上の引当金等の額	引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無（公表していない場合その理由）
１億6,120万（退職金等引当金） 円	（有無） 有 （理由） 定時総会資料に決算書を公開

収支決算額	42.5 億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無	
公認会計士監査を実施していない場合、その理由			

５．株式の保有等
(1)基金拠出又は出資
(2)事業報告書への記載状況

公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無	無
法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	無

事業報告書への記載内容（未記載の場合その理由）	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が２０％以上のもの	法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が２／３以上となっているもの
名称		
所在地		
資本金		
事業内容		
役員の状況		
従業員数		
持ち株比率		
法人との関係		

６．情報公開
(1)法人における業務及び財務等に関する公表

	法人における業務及び財務等に関する資料の５年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
定款	有	有	有	
役員名簿	有	有	有	
組合員等名簿	有	有	有	
事業報告書・附属説明書類	有	有	有	
損益計算書又は収支計算書	有	有	有	
貸借対照表	有	有	有	
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	有	有	
監事の意見書	有	有	有	
事業計画書	有	有	有	
収支予算書	有	有	有	

(2)所管官庁における業務及び財務等に関する公表

	所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
定款	有		有	
役員名簿	有		有	
組合員等名簿	有		有	
事業報告書・附属説明書類	有		有	
損益計算書又は収支計算書	有		有	
貸借対照表	有		有	
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有		有	
監事の意見書	有		有	
事業計画書	有		有	
収支予算書	有		有	

	所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（（一部のみ実施の場合も含む））
名称	有		有	
所管する部局（担当局担当課等）の名称	有		有	
主たる事務所の所在地及び電話番号	有		有	
設立年月日	有		有	
代表者の職名及び氏名	有		有	
主な目的及び事業	有		有	

(3)所管官庁におけるホームページ掲載

最新の業務及び財務等に関する資料	有
制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令	有
補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合	

(4)退職公務員等の状況の公表

役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無	無
公表している主な項目	公表していない場合、その理由
	これまで、退職公務員等が役員に就任したことがないため、具体的に定めていない。
子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無	無

	公表している主な項目	公表していない場合、その理由
		子会社及び一定規模以上の委託先はない。

７．基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等 (1)指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその主な内容	監査役員への外部の者の登用等について基準に適合させるべく指導を行った。
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有		
	基準７(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無		指導監督の実績及びその内容	
	基準７(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無			
(2)所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	無	無い場合、その理由	事務・事業を見直す必要がなかったため。
	当該見直し結果の公表の有無		無い場合、その理由	
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		無い場合、その理由	

(2)所管法人の事務事業の見直し	政策評価を活用しつつ、３～５年を目途に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	無	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無	所要の措置の結果の公表の有無	無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）	無		無		
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	無		無		
		法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性					
		その他					

指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由　等）

・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。
・令和４年度末において基準未適合となっているが令和５年９月１日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和４年度の状況に対して令和５年９月１日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。

○　役員の在任年齢に関する規定の有無
　　日本司法書士会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、役員は、会員の中から総会において原則として選挙又は審議によって選任されるため、不当に在任し続けるといった問題は生じにくいことから、年齢による制限に合理的理由がないといえることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。

○　監査役員の在任年齢に関する規定の有無
　　日本司法書士会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、監査役員は、会員の中から総会において原則として選挙又は審議によって選任されるため、不当に在任し続けるといった問題は生じにくいことから、年齢による制限に合理的理由がないといえることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。

○　評議員会における評価の有無
　　日本司法書士会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、同連合会は、社団的性格の法人であり、総会を設置しているため、評議員会等を設置しておらず、全国の司法書士会長が参加する全国会長会議において、毎年業務実績等の評価を実施し、適正な業務の運営を確保しているため、別途、評議員会等による業務実績評価を実施する合理的な理由はないといえることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。

（別紙）

３．機関
(1)役員（除　監査役員）

役職名	氏　　名	当初就任年月日	前　　職	前　々　職	常勤・非常勤
会長	小澤　吉徳	平成25年6月21日	副会長	副会長	非
副会長	里村　美喜夫	令和1年6月20日	副会長		常
副会長	森中　勇雄	平成29年6月20日	副会長	常任理事	非
副会長	伊見　真希	平成29年6月20日	常任理事	常任理事	非
副会長	鈴木　龍介	令和3年6月25日			非
専務理事	稲本　信広	平成27年6月26日	専務理事	常任理事	常
常務理事	樋口　威作夫	平成19年6月22日	理事	常務理事	常
常任理事	陰山　克典	令和3年6月25日			常
常任理事	猿田　史典	平成29年6月20日	常任理事	理事	非
常任理事	髙尾　昌二	令和1年6月20日	理事		非
常任理事	野﨑　史生	平成29年6月20日	常任理事	理事	非
常任理事	上前田　和英	令和1年6月20日	常任理事		非
常任理事	中本　彰	令和1年6月20日	理事		非
理事	大野　知行	令和1年6月20日	理事		非
理事	樫野　薫彦	令和3年6月25日			非
理事	熊田　隆之	令和3年6月25日			非
理事	車塚　潤	令和3年6月25日			非
理事	髙橋　文郎	平成27年6月26日	理事	理事	非
理事	髙原　勉	令和3年6月25日			非
理事	土居　雅之	令和1年6月20日	理事		非
理事	内藤　卓	令和3年6月25日			非
理事	永田　功	令和3年6月25日			非
理事	長田　弘子	令和1年6月20日	常務理事		非
理事	西山　義裕	令和3年6月25日			非
理事	蒋山　明宏	平成27年6月26日	理事	常任理事	非
理事	水谷　公孝	令和3年6月25日			非
理事	湯淺　懇道	令和3年6月25日			非